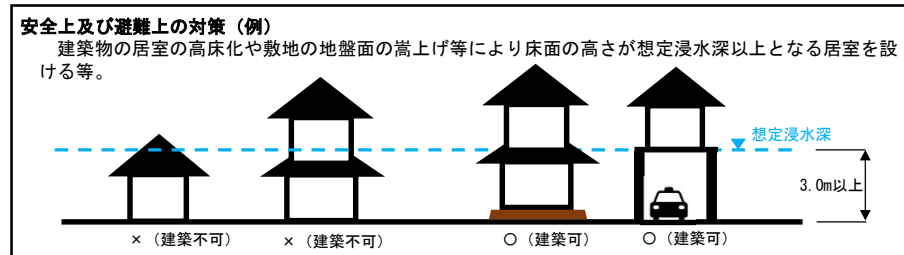
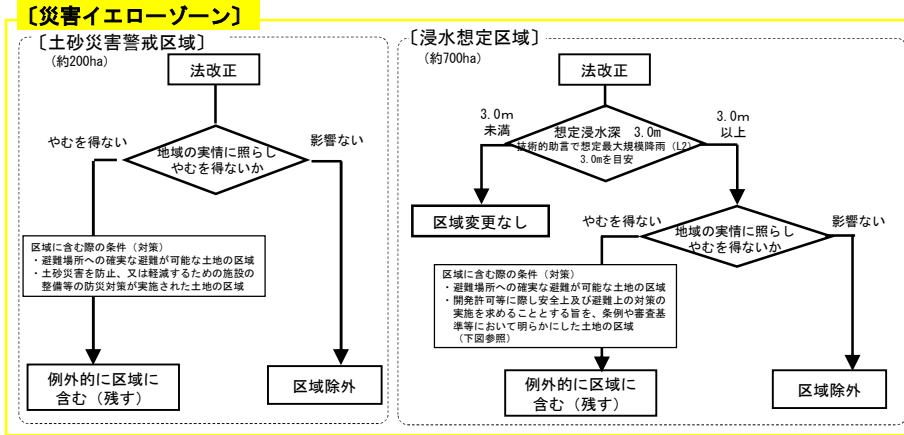


1. 都市計画法改正と技術的助言

- ・法改正により、集落内開発制度指定区域における、災害リスクの高いエリア（災害レッドゾーン、災害イエローゾーン）については原則として区域に含まないこととなった。
- ・一方で、国の技術的助言で、災害イエローゾーンについては、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合には、例外的に条例区域に含むことを妨げるものではないと示された。



2. 都市計画審議会委員意見

- ・土砂災害は、人命に直結するため、厳格に進めるべき。
- ・浸水の災害リスクの高いエリアは、技術的助言で示された、想定最大規模降雨 (L2)、想定浸水深3.0m以上が望ましい。ただし、範囲が広く影響が大きいため、嵩上げなどの対策を取ることで区域に残してもいいのではないかと。
- ・法改正の趣旨や国の動向は理解できるが、地域コミュニティを守る必要もある。
- ・区域に含まないという考え方もあるが、住民へ災害リスクを提示し、まずは認識させることが重要。
- ・人命を守る対策が講じられるのであれば、熊本都市計画区域内 (周辺市町) は運用を合わせることが望ましいのではないかと。

3. 地域意見

〔コロナ禍のため説明会ではなく、影響地域の自治会長等と個別面談を実施。対象30校区 161自治会のうち7割程度完了〕

- ・自治会としても、土砂災害警戒区域への新たな居住はやめて欲しい。
- ・集落内開発制度の恩恵で子供が増え、自治会活動が活性化している。
- ・集落内開発制度が無くなると、自治会活動 (町内会、婦人会、消防団など) の高齢化が進んでおり、後継者となる新規住民がいなくなる。
- ・集落内開発制度は、合併時の約束のため、区域の除外になると地域への影響が大きい。

4. 県の対応状況

- ・県は、6月議会で改正条例を上程、可決、令和4年4月1日施行。
- ・熊本都市計画区域の1市3町 (合志市、菊陽町、嘉島町、益城町) は既存集落の維持に大きな影響が懸念されることから、安全上の対策を条件として区域に残すなどの、地域の実情を踏まえた運用をするように、県へ要望。

熊本都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例 (平成15年熊本県条例第31号) 新旧対照表

新	旧
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、市町村長の申出に基づき、知事が次の各号のいずれにも該当するものとして指定した区域とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 政令第29条の第9第1号から第5号までに掲げる土地の区域及び同条第6号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを、原則として含まないこと。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、市町村長の申出に基づき、知事が次の各号のいずれにも該当するものとして指定した区域とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 政令第8条の第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを、原則として含まないこと。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>

政令第29条の第9第1号から第6号 (抄) (改正に伴い追加)

- ・災害危険区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・浸水想定区域のうち生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域等

5. スケジュール (予定)

